

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

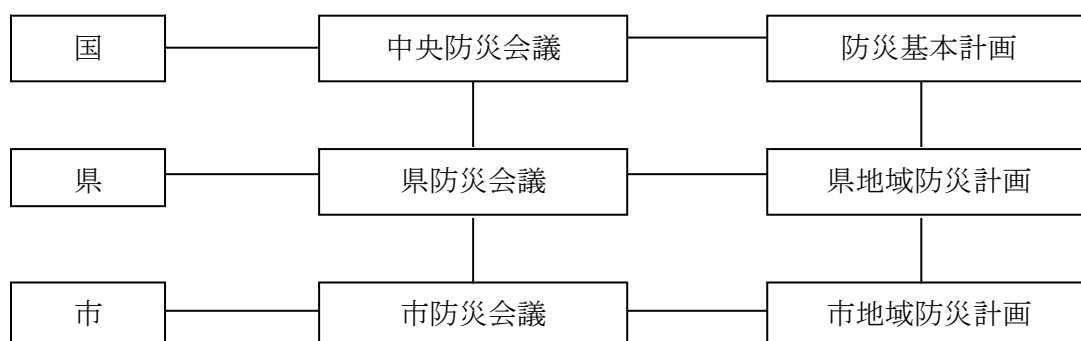
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、熊谷市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
 - ア 防災組織に関する計画
 - イ 情報の収集及び伝達に関する計画
 - ウ 消防、水防等災害防除に関する計画
 - エ 避難、救難、救助、衛生等被災者の救助保護に関する計画
 - オ 自衛隊災害派遣要請の依頼等応援要請に関する計画
 - カ その他災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施、災害（震災）復興対策本部の設置等災害復旧に関する計画

第2 計画の策定

- (1) 市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は、地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は、以下のとおりである。



(2) 市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規程の定めるところによる。

その所掌事務については、次のとおりである。

なお、市防災会議の庶務は、市長公室危機管理課がこれに当たる。

- 熊谷市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（熊谷市防災会議条例第2条）

【資料編】29 熊谷市防災会議委員

39(1) 熊谷市防災会議条例

39(2) 熊谷市防災会議に関する規程

第3 令和3年度修正の概要

令和元年東日本台風では、死者4人、負傷者33人、住家被害7,000棟以上など本県でも甚大な被害が発生した。このときの災害対応から得られた教訓をはじめ、平成28年4月の熊本地震や平成30年7月豪雨などの近年の災害から得られた教訓や防災基本計画の見直し等を踏まえ、所要の改定を行った。また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に関する内容も盛り込んだ。

第4 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

第5 計画の構成

この計画は、本編及び資料・様式編により構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本 編	第1章 総 則
	第2章 災害予防計画
	第3章 風水害応急対策計画
	第4章 震災応急対策計画
	第5章 事故災害応急対策計画
	第6章 その他の災害対策計画
	第7章 災害復旧計画
資料・ 様式編	第1章 資 料
	第2章 様 式

第6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 …………… 熊谷市
- (2) 市本部 …………… 熊谷市災害警戒本部又は熊谷市災害対策本部
- (3) 市防災会議 …………… 熊谷市防災会議
- (4) 市地域防災計画 …………… 熊谷市地域防災計画
- (5) 県 …………… 埼玉県
- (6) 県本部 …………… 埼玉県災害対策本部
- (7) 県支部 …………… 埼玉県災害対策本部熊谷支部
- (8) 県防災会議 …………… 埼玉県防災会議
- (9) 県地域防災計画 …………… 埼玉県地域防災計画
- (10) 災対法 …………… 災害対策基本法
- (11) 救助法 …………… 災害救助法
- (12) 防災関係機関 …………… 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
- (13) 協定締結団体等 …………… 災害時における物資の供給、応急復旧業務等に係る応援協定を締結した団体や事業者

第2節 計画の前提条件

第1 自然条件

1 地形

熊谷市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、南北約20km、東西約14kmで、159.82km²の面積を有している。市域の地形の大半は、荒川によって形成された扇状地から漸移した氾濫平野（熊谷低地）となっている。

荒川の流路変化点（流下方向が東方向から南東方向に変化する地点）に位置しているために、過去に洪水氾濫を繰り返し、その結果として、氾濫平野には、旧河道が網状に複雑に存在し、それらに沿うように自然堤防が発達している。

低地は利根川によって形成された旧河道、自然堤防が発達した妻沼低地と、荒川によって形成された扇状地性の堆積物を主体とする熊谷低地に分類され、市域北部を東西に流下する福川がそれぞれの境界線である。

また、市の西部には櫛挽台地（標高約30～60m）が、南部には、比企丘陵北端部に当たる江南台地（標高約45～60m）がそれぞれ分布しているが、いずれも範囲は狭く、市域のほとんどが標高差の少ない平地となっている。

■熊谷市の地形



（土地分類基本調査「熊谷」「高崎・深谷」から作成）

2 地質

熊谷市の表層地質は、櫛挽台地や江南台地に分布するローム層、扇状地や氾濫平野に分布する砂泥を主体とした沖積層に大別される。

台地部は、砂泥れきの互層を主体とした新第三紀中新統を基盤とし、その上位に秩父古生層を起源とする砂れき層（東京層相当層）が堆積しており、表層は、櫛挽台地では立川ローム層以上の層準のロームが層厚0.5ないし2m、江南台地では武蔵野ローム層以上の層準のロームが層厚4ないし5m、それぞれ堆積している。

熊谷低地には、砂れき層（東京層相当層）の上位に未固結の沖積層が堆積しており、層厚は荒川の流下方向と相関し、東にいくほど厚くなる傾向となっている。表層は地形状況を反映しており、旧河道、氾濫原には泥質を主体とした堆積物が、自然堤防には砂質を主体とした堆積物がそれぞれ堆積している。

3 活断層

熊谷市には、旧岡部町から深谷市の市街地の南方を経て熊谷市三ヶ尻に至る、延長約11kmに及ぶ明瞭な断層崖をもつ深谷断層、深谷市武川付近から熊谷市野原付近に至る延長約3kmの江南断層が存在する。深谷断層は、新旧の河成段丘がとう曲（地表のたわみ）によって西側が相対的に隆起するように変位している。江南断層は北西－南東の走向をもつ縦ずれ断層である。

活断層研究会（1991）によると、深谷断層、江南断層ともに、活断層であることが確実である「確実度Ⅰ」の活断層になっている。

■熊谷市域の活断層

断層名	確実度 *1	活動度 *2	長さ [km]	走向	傾斜	断層形態	変位基準	年代 10 ⁴ 年	断層変位		平均変位速度 [m/10 ⁴ 年]
									上下成分隆 起側 [m]	横ずれ成分 向き [m]	
深谷断層	Ⅰ	B	10	NW		撓曲崖	櫛挽面	6~8	W (14)		0.2
						撓曲崖	御綾威ヶ原面	2	W (5.5)		0.3
江南断層	Ⅰ	C	3	NW		撓曲	江南台地面	12	E (10)		0.08
						高度不連続	礫層基底	12	E (10)		0.08
						撓曲	荒川の低位面	2	E (2~3)		0.1

注)「新編日本の活断層」活断層研究会（1991年）

*1 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもので、断層の位置や変位の向きが明確なもの

確実度Ⅱ：活断層であることが推定されるもの。すなわち、断層の位置や変位の向きが推定されるが、Ⅰと判定するには決定的な資料に欠けるもの。

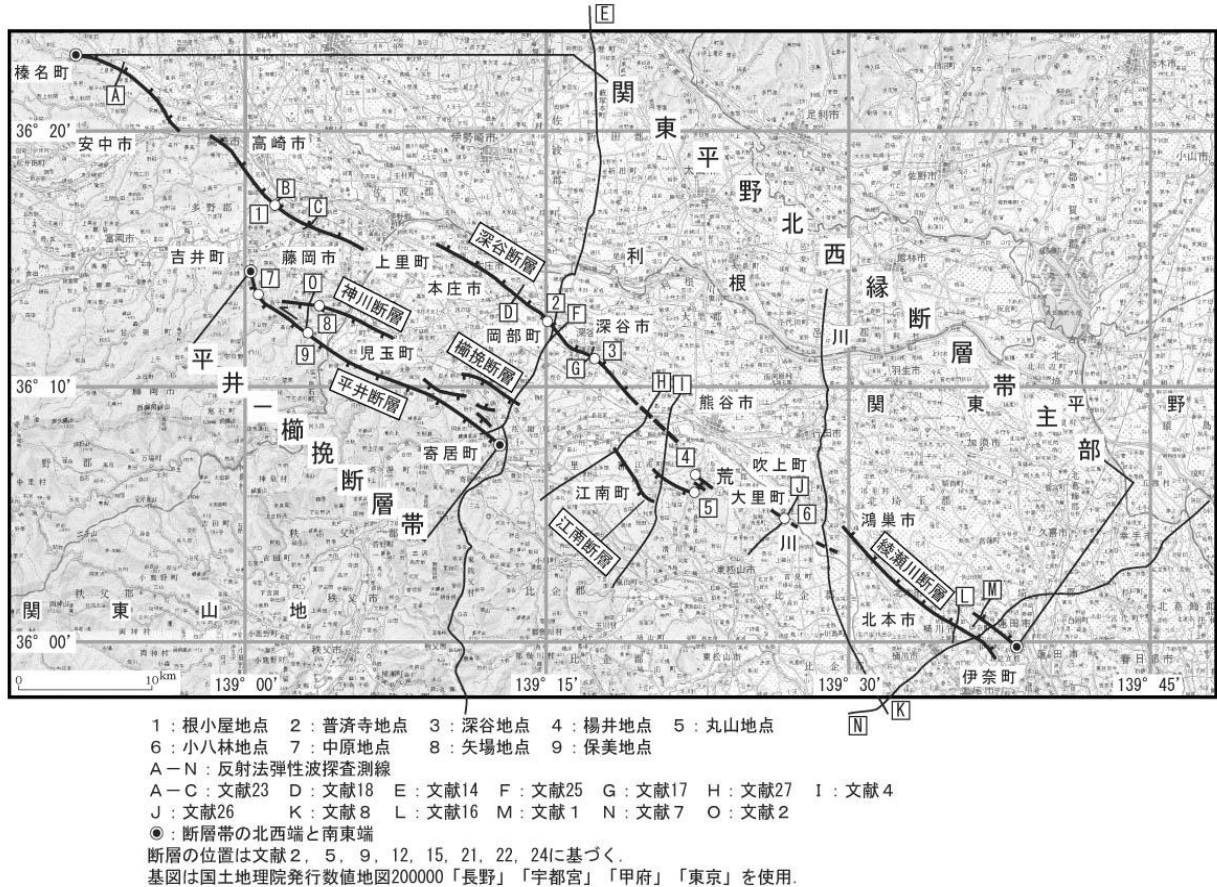
確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因でリニアメントが形成された疑いがあるもの。

*2 第四紀の平均変位速度 s （単位は $m/1000$ 年）が A: $10 > s \geq 1$ B: $1 > s \geq 0.1$ C: $0.1 > s \geq 0.01$

さらに、深谷断層及び江南断層は、群馬県高崎市（旧群馬郡榛名町）から埼玉県北足立郡伊奈町に至る、長さ約82kmに及ぶ関東平野北西縁断層帯主部の一部を構成している。関東平野北西縁断層帯主部の平均的な上下方向のずれの速度は0.2~0.4m/千年程度、最新活動時期は約6千2百年前以後、約2千5百年前以前の可能性がある。また、平均活動間隔は、1万3千年ないし3万年程度であった可能性がある。

文部科学省地震調査研究推進本部によれば、関東平野北西縁断層帯主部全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード8.0程度の地震が発生する可能性があるとしている。また、その際には、南西側が北東側に対して相対的に5ないし6m程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0ないし0.008%であるとしている。

■熊谷市域の活断層及び関東平野北西縁断層帯の位置



出典)「関東平野北西縁断層帯の長期評価」平成27年4月24日
文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会

4 気象

熊谷市は、夏季は高温多湿、冬は低温乾燥型の太平洋側気候であるが、内陸性気候の特徴も併せもっている。熊谷地方気象台における平成3(1991)年から令和2(2020)年にかけての年平均気温は15.4℃、降水量は約1,305mm、平均風速は2.5mである。月別に見ると、8月の平均気温が27.1℃と高く、降水量は台風シーズンの9月に最高となり、約198mmである。

また、過去の雨量の極値を見ると、昭和57(1982)年9月に、台風第18号の影響による大雨で、熊谷市では日降水量301.5mmを観測(観測史上第1位)した。過去の積雪の極値については、平成26(2014)年2月14日からの大雪で、最大積雪深62cmを観測(観測史上第1位)した。過去の気温については、平成30(2018)年7月に、最高気温41.1度を観測(観測史上第1位)した。

■熊谷地方気象台の雨量・積雪深の極値

	月降水量	日降水量	時間降水量	月最深積雪	降雪の深さ日合計
極値	605.6mm 1941年7月	301.5mm 1982年9月12日	88.5mm 1943年9月3日	62cm 2014年2月15日	43cm 1954年1月24日 2014年2月8日
統計期間	1896年12月～ 2021年9月	1896年12月～ 2021年9月	1915年6月～ 2021年9月	1896年12月～ 2021年9月月	1953年1月～ 2021年9月

■熊谷地方気象台の気象概況（平年値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	9.8	10.8	14.3	19.9	24.6	27.1	30.9	32.3	27.9	22.1	16.8	12.0
最低気温(°C)	-0.4	0.3	3.6	8.6	13.9	18.3	22.3	23.3	19.7	13.7	7.2	1.8
平均気温(°C)	4.3	5.1	8.6	13.9	18.8	22.3	26.0	27.1	23.3	17.6	11.7	6.5
月雨量(mm)	36.5	32.3	69.0	90.7	115.1	149.5	169.8	183.3	198.2	177.1	53.5	30.9
最多風向	北西	北西	北西	北西	南東	東	東	東	東	西北西	西北西	北西
日最大風速(m/s)	20.0	21.5	20.4	19.8	16.9	17.6	17.1	19.0	31.7	20.5	16.6	17.4

※ 平年値とは、平成3(1991)年から令和2(2020)年までの30年間の平均値。

※ 日最大風速は、明治29(1896)年12月から令和3(2021)年9月までの観測期間中の月ごとの最大値である。

(気象庁ホームページ・気象統計情報から作成)

第2 社会条件

1 人口・世帯

熊谷市の人口は、平成12年をピークに減少傾向にあるが、世帯数は、核家族化の進行により増加している。

また、年齢階層別の人口構成をみると、熊谷市は埼玉県と比較して高齢人口の割合がやや高い状況にある。

■熊谷市の年齢区分別人口

地域	総数	14歳以下(割合)	15歳～64歳(割合)	65歳以上(割合)
熊谷市	195,410	21,997 (11.3%)	115,794 (59.3%)	57,619 (29.5%)
埼玉県	7,393,780	890,390 (12.0%)	4,543,859 (61.5%)	1,959,531 (26.5%)

(「埼玉県町(丁)字別人口調査 令和3年」から作成)

2 土地利用

熊谷市の地目別の面積割合は、田畑等の農地が市域の約45%を占めており、埼玉県内第5位の農業産出額に貢献している。しかし、田畑は年々減少しており、宅地が増加する傾向となっている。

また、山林及び原野は市域全体では約4%と少なく、可住面積が多くを占めている。

3 交通

(1) 道路

熊谷市は、江戸時代に中山道の宿場(熊谷宿)が置かれ、宿場町として栄えて現在に至っている。市内には東西に国道17号及び国道17号バイパス、南北に国道407号が走り、このほか、国道140号及び国道125号も市の中心部付近から分岐しており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。また、これらの道路は県地域防災計画において緊急輸送道路となっている。

(2) 鉄道

熊谷市域には、JR東日本の上越・北陸新幹線及び高崎線、秩父市と羽生市とを結ぶ秩父鉄道本線が東西に通っており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。

JR熊谷駅及び籠原駅の乗降客数は、近年は横ばい傾向となっている。秩父鉄道については、熊谷駅で平成14年以降増加傾向にあったが、平成22年以降は横ばい傾向である。

4 産業

熊谷市の産業は、農業産出額が県内第5位、年間商品販売額が県内第5位、製造品出荷額等が県内第2位であり、埼玉県北部における経済拠点となっている。

このため、事業所数、従業員数は、全県と比較すると、第1次産業と第3次産業の割合がともにやや高い。

第3 災害履歴

1 地震

熊谷市域に大きな被害を及ぼした地震は、大正12(1923)年9月1日の関東地震（マグニチュード7.9）、昭和6(1931)年9月21日の西埼玉地震（マグニチュード6.9）、平成23(2011)年3月11日の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）が挙げられる。

■埼玉県における被害地震一覧表

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
818 M7.5	関東諸国 36.50、139.50	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。	不明
878.11.1 M7.4	関東諸国 35.50、139.30	相模・武蔵が特にひどく、5、6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。	不明
1615.6.26 M6.5	江戸 35.70、139.70	家屋破壊、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。	不明
1630.8.2 M6.3	江戸 35.75、139.75	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。	不明
1649.7.30 M7.0	武蔵・下野 35.80、139.50	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被災、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々4、50回、死50人余。 (埼玉県) 川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。	不明
1703.12.31 M8.2	関東南部 34.70、139.80	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。	不明
1791.1.1 M6.3	川越・蕨 35.80、139.60	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被災。 川越で喜多院の本社屋根など被災。	不明
1854.12.23 M8.4	東海 34.00、137.80	(埼玉県) 推定震度 蕨、桶川、行田5。	不明

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害 状況
1855. 11. 11 M6. 9	江戸 35. 65、139. 80	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県) 推定震度 大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。	不明
1859. 1. 11 M6. 0	岩槻 35. 90、139. 70	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。	不明
1894. 6. 20 M7. 0	東京湾北部 35. 70、139. 80	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県) 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。	不明
1894. 10. 7 M6. 7	東京湾北部 35. 60、139. 80	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。	不明
1923. 9. 1 M7. 9	関東南部 〔関東地震〕 35. 20、139. 30	死者99,331人、負傷者103,733人、行方不明者43,476人、家屋全壊128,266棟、半壊126,233棟、焼失447,128棟、流出868棟。 (埼玉県) 死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。	震度6。旧熊谷市で負傷者19人、家屋全壊16棟、家屋半壊429棟
1924. 1. 15 M7. 3	丹沢山地 35. 50、139. 20	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。	不明
1931. 9. 21 M6. 9	埼玉県北部 〔西埼玉地震〕 36. 15、139. 23 (0 km)	(埼玉県) 死者11人、負傷者114人、家屋全壊172棟、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。	震度5。旧熊谷市で死者1人、負傷者8人、家屋全壊7棟、家屋半壊3棟
1968. 7. 1 M6. 1	埼玉県中部 35. 59、139. 26 (50 km)	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。 東京で負傷6人、家屋一部破損50棟、非住家破損1棟、栃木で負傷1人。	
1989. 2. 19 M5. 6	茨城県南西部 36. 01、139. 54 (54km)	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、整車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。	

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害 状況
2011. 3. 11 M9.0	三陸沖 〔東北地方太平洋沖地震〕 38.06, 142.51 (24km)	東北地方を中心に死者 15,899 人、行方不明 2,676 人、 負傷者 6,144 人。 (埼玉県) 最大震度 6 弱 (南埼玉郡宮代町)、負傷者 104 人、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災 12 件	震度 5 強。家 屋 (住家) 全 壊 1 棟、家屋 (住家) 大規 模半壊 1 棟、 家屋 (住家) 半壊 1 棟

(埼玉県地域防災計画 [資料編] (令和 3 年 3 月) に加筆)

(1) 関東地震

大正12 (1923) 年 9 月 1 日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは7.9であった。

埼玉県では、県東部の低地部を中心に、死者316人、負傷者497人、家屋全壊9,268棟、家屋半壊7,577棟の被害が発生した。熊谷市域の被害は、元荒川流域で大きかった。旧熊谷市で負傷者19人、家屋全壊16棟、家屋半壊429棟の被害が発生した。また、熊谷市周辺では震度は5ないし6であり、木造家屋全壊率は約1%であった。

(2) 西埼玉地震

昭和6 (1931) 年 9 月 21 日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは6.9であった。

震源断層は、榑挽断層とする説もあるが、明瞭な地表変位が確認されていないことから、国の地震調査研究推進本部は、榑挽断層の固有規模の活動ではないとしている。

被害は、荒川及び利根川沿いの沖積低地で大きく、埼玉県内で死者11人、家屋全壊172棟の被害が発生した。

熊谷市の震度は5であり、建物被害は荒川、元荒川に挟まれた低地で大きかった。また、旧熊谷市域では、死者1人、負傷者8人、家屋全壊7棟、家屋半壊3棟の被害が発生した。

さらに、熊谷市域では、液状化現象が荒川や利根川に沿った低地等で確認された。

立正大学大学院地球環境科学研究科オープンリサーチセンタープロジェクトの石田武氏ほかの平成16(2004)年発表の論文「1931年西埼玉地震による災害—荒川扇状地周辺の被害状況とその要因—」によると、荒川扇状地周辺では、自然堤防の縁辺部に集中して液状化が発生していることが指摘されており、自然堤防の縁辺部は、砂の堆積が薄く、しかも地表面が相対的に低いため地下水位が高かったため、液状化現象が発生しやすい環境にあると考えられている。

(3) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)

平成23(2011)年 3 月 11 日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは、日本の地震観測史上最大の9.0であった。

岩手県沖から茨城県沖の約 10 万平方キロメートルという広大な震源域で発生し、東北地方を中心とする津波の被害により、1 万 5 千人を超える死者が発生した。

埼玉県内で観測された最大震度は6弱 (南埼玉郡宮代町) であり、負傷者 104 人、家屋全壊 24 棟、家屋半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災 12 件が発生した。熊谷市内で観測された最大震度は5強であり、家屋全壊1棟、家屋半壊2棟の被害であった。

また、流通機能の支障による生活必需品やガソリン等の欠乏、福島第一原子力発電所の事故による東京電力管内の電力不足による計画停電等、市民生活に大きな影響をもたらした。

液状化現象については、市内の西城、日向及び上中条の各地区の一部の水田において発生した。

2 風水害

熊谷市は、市域の大半が荒川又は利根川に沿って発達した低地であるため、古くから多くの水害に見舞われてきた。気象原因のほとんどが台風によるもので、昭和41(1966)年6月の台風第4号、同年9月の台風第26号、昭和57(1982)年9月の台風第18号及び令和元(2019)年10月の台風第19号は市域に大きな被害をもたらした。

風害については、近年、各地で竜巻やダウンバースト等の突風による被害が発生しており、熊谷市においても、平成25年9月の台風第18号に伴う竜巻により、家屋全壊10棟、家屋半壊23棟をはじめとする被害が発生し、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用に至った。

3 雪害

熊谷市の月最深積雪の平年値は10cm未満であり、従来、雪による被害は多くなかったが、平成26(2014)年2月14日から15日にかけての南岸低気圧に伴う大雪では、最深積雪が観測史上最大の62cmを記録した。市域においては、彩の国くまがやドームの幕屋根が破損したほか、農作物を中心に大きな被害をもたらした。

■熊谷市域の主な風水害・雪害

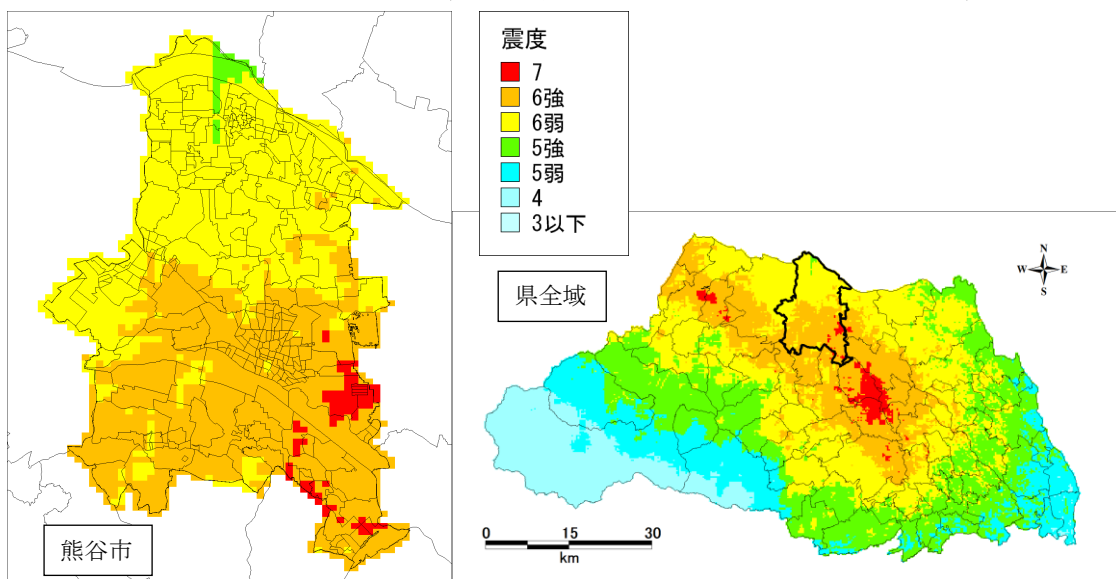
年 月 (日) 気象の種別 (台風の名称等)	旧 熊谷市	旧 大里町	旧 妻沼町	旧 江南町	備 考
昭和22年9月 カスリーン台風	決壊100m	—	—	—	
昭和41年6月28日 台風第4号	床上浸水29戸 床下浸1,442戸	床上浸水60戸 床下浸水185戸	—	家屋浸水 69戸	日雨量267.1mm 最大時間雨量5.5mm
昭和41年9月25日 台風第26号	死者1名 負傷者6名 家屋全壊39戸 家屋半壊222戸 家屋破1,746戸 床下浸水36戸	家屋全壊13戸 家屋半壊51戸 家屋破損508戸	—	—	総雨量190mm 最大時間雨量17.2mm
昭和49年9月1日 台風第16号	床上浸水2戸 床下浸水153戸	—	—	—	日雨量100.5mm 最大時間雨量27.5mm
昭和57年9月12日 台風第18号	家屋半壊1戸 床上浸水115戸 床下浸2,333戸 橋りょう流失3か所	床上浸水28戸 床下浸水133戸	—	家屋浸水 238戸	総雨量350.0mm 最大時間雨量73.5mm
平成3年8月 台風第12号	床上浸水17戸 床下浸水86戸 橋りょう流失2か所	—	—	—	日雨量253mm 最大時間雨量35.5mm
平成23年9月 台風第12号	死者1名、床上浸水5戸、床下浸水1戸				総雨量142mm 最大時間雨量19.5mm
平成25年9月16日 台風第18号に伴う 竜巻	中等傷1人、軽傷1人 家屋全壊10棟、家屋半壊23棟、一部損壊783棟 非家屋全壊25棟、家屋半壊14棟、一部損壊297棟				藤田スケール F1
平成26年2月 14日～15日大雪	重傷2人、中等傷10人、軽傷28人 アーケード・屋根の崩落・破損38箇所 農業用ハウス・温室の崩壊340箇所				最大積雪深62cm 日降水量104mm
令和元年10月12日 台風第19号	軽傷4人 住家床上浸水1棟、床下浸水5棟、その他17棟 通行止め27箇所、堤防損傷6箇所、倒木26件 市有施設：河川敷熊谷荒川緑地・利根川運動公園の施設等 その他7件（駐輪場の屋根の損傷等）				日雨量250mm 最大時間雨量28mm

第4 地震被害想定

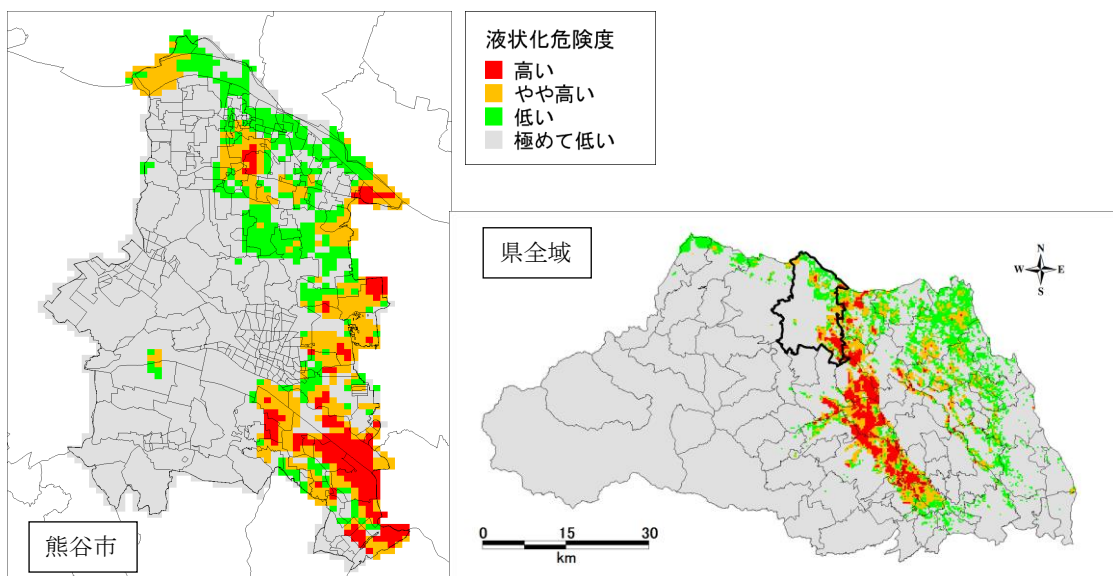
埼玉県地震被害想定調査（平成24～25年度）で想定された東京湾北部地震（マグニチュード7.3）、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）、元禄型関東地震（マグニチュード8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（マグニチュード8.1）及び立川断層帯地震（マグニチュード7.4）のうち、熊谷市域については、関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点:中央]（マグニチュード8.1）で最大の被害が予測されている。

この場合、震度は熊谷市の広い範囲で6強以上、一部で7となり、4,300棟以上の家屋が全壊するほか、火災が冬の夕方に発生し、そのときの風速が8mの場合には、800棟以上の家屋が焼失すると予測されている。また、人的被害が最大となるのは冬の早朝に地震が発生した場合であり、死者は284人、負傷者は1,900人余りに上ると予測されている。

■関東平野北西縁断層帯地震 [破壊開始点:中央] (M8.1) の予測震度分布



■関東平野北西縁断層帯地震 [破壊開始点:中央] (M8.1) の液状化危険度分布



出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月 埼玉県

■埼玉県地震被害想定結果被害一覧表（熊谷市域）

項目		想定地震		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	立川断層帯による地震 (破壊開始点北)	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央)
		東京湾北部地震	茨城県南部地震					
本市の最大震度				5強	5強	5強	5強	7
建物被害 (棟)	全壊数			0	24	0	0	4,326
	半壊数			1	41	0	0	8,759
	焼失数	冬18時, 8m/s		7	8	1	0	803
人的被害 (人)	死者数	夏12時, 8m/s		0	0	0	0	135
		冬5時, 8m/s		0	0	0	0	284
		冬18時, 8m/s		0	0	0	0	200
	負傷者数	夏12時, 8m/s		0	1	0	0	1,384
		冬5時, 8m/s		0	0	0	0	1,953
		冬18時, 8m/s		1	1	0	0	1,414
1日後避難者数(人)	冬18時, 8m/s		19	99	3	1	16,567	
帰宅困難者数(人)	平日12時		14,186	20,223	8,984	16,262	31,795	
ライフライン	上水道(断水人口)		34	7	0	0	100,949	

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月 埼玉県

第5 災害危険箇所

1 浸水想定区域

(1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）による外水氾濫の想定で、市域の左岸側では、福川付近まで広範囲に浸水するおそれがある。また、市域の右岸側では、大里地区の大部分で3mから5mの浸水が発生するおそれがある。

(2) 利根川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

利根川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（利根川流域、八斗島上流域3日間総雨量491mm）による外水氾濫の想定で、市域の左岸側では、5mから10mの浸水が発生するおそれがあるほか、右岸側では国道17号付近まで、広範囲に浸水するおそれがある。

(3) 小山川・福川

水防法による水位情報周知を行う埼玉県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

小山川・福川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（小山川流域24時間雨量636mm、福川流域24時間雨量671mm）による外水氾濫の想定で、利根川の右岸から国道17号付近まで、広範囲に浸水するおそれがある。

(4) 石田川・蛇川

水防法による水位情報周知を行う群馬県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

石田川・蛇川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（石田川流域24時間雨量658mm、蛇川流域24時間雨量658mm）による外水氾濫の想定で、石田川の右岸沿いで浸水するおそれがある。

2 たん水想定

埼玉県は、昭和33年9月の台風第17号（狩野川台風）及び昭和57年9月の台風第18号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成18年5月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案したたん水想定を行った。熊谷市域では、櫛挽台地及び江南台地を除くほとんどの低地部で、たん水のおそれがある。

3 土砂災害危険箇所

市内には、砂防事業の基礎調査により把握される急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れの危険箇所）、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流のうち、急傾斜地崩壊危険箇所があり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、埼玉県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に15箇所が指定された（令和2年12月末）。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 概要

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

第2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

また、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第3 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

北部地域振興センター

- (1) 県支部応急活動組織の整備に関する事。
- (2) 災害（震災）情報の収集及び報告に関する事。
- (3) 県本部及び管内市町等との連絡調整に関する事。
- (4) 災害（震災）状況の現地調査に関する事。
- (5) 管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関する事。
- (6) 熊谷防災基地の開設に関する事。

熊谷保健所

- (1) 医療及び助産に関する事。
- (2) 医療救護班の編成及び派遣に関する事。
- (3) 医薬品の確保及び供給に関する事。
- (4) 防疫及び保健衛生に関する事。
- (5) 埋火葬の調整に関する事。
- (6) 飲料水、食料の衛生管理に関する事。
- (7) 動物愛護、猛獣対策に関する事。
- (8) その他医療に関する事。

熊谷県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測情報に関する事。
- (2) 洪水予報、水防警報及び水位情報の受理、通報、周知に関する事。
- (3) 県管理の水閘門及び排水機場等に関する事。
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関する事。
- (5) 県管理の河川、道路及び橋りょう等の災害（震災）状況の調査及び応急修理に関する事。

熊谷警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (2) 警告及び避難誘導に関する事。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。
- (4) 交通秩序の維持に関する事。
- (5) 犯罪の予防検挙に関する事。
- (6) 行方不明者の捜索と検視（死体見分）に関する事。
- (7) 漂流物等の処理に関する事。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関する事。

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災対法第3条第1項)

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。

関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

関東農政局

- (1) 災害予防対策
ダム及びため池、頭首工、地すべり防止施設等・防災上重要な施設の点検及び整備事業に関する事。
- (2) 応急対策
 - ア 管内の農業、農地及び農業用施設の被害状況の情報収集及び報告に関する事。
 - イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。
 - ウ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - エ 営農技術指導、家畜の移動に関する事。
 - オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。
 - カ 応急用食料及び物資の支援に関する事。
 - キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。
 - ク 食品の需給、価格動向や表示等に関する事。
 - ケ 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 復旧対策
 - ア 農地及び農業用施設等の復旧事業に係る災害査定及び査定前工事の承認に関する事。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等、危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

関東運輸局 埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。

東京航空局 東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制及びその周知徹底に関すること。

東京管区气象台 熊谷地方气象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。

関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害時テレコム支援チームの派遣に関すること。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

埼玉労働局（熊谷労働基準監督署・熊谷公共職業安定所）

- (1) 工場及び事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

関東地方整備局(荒川上流河川事務所・利根川上流河川事務所・大宮国道事務所)

管轄する河川、道路及び官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努めること。

(1) 災害予防

- ア 災害(震災)対策の推進
- イ 危機管理体制の整備
- ウ 災害及び防災に関する研究、観測等の推進
- エ 防災教育等の実施
- オ 防災訓練
- カ 再発防止対策の実施

(2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- イ 活動体制の確保
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- オ 災害時における応急工事等の実施
- カ 災害発生時における交通等の確保
- キ 緊急輸送
- ク 二次災害の防止対策
- ケ ライフライン施設の応急復旧
- コ 地方公共団体等への支援
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく「連絡情報員(リエゾン)」の派遣
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣
- ス 被災者・被災事業者に対する措置

(3) 災害復旧及び復興

- ア 災害復旧の実施
- イ 都市の復興
- ウ 被災事業者等への支援措置

関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。
- (3) 地殻変動の監視に関すること。

第三管区海上保安本部(東京海上保安部)

- (1) 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関すること。
- (2) 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。
- (3) その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。

関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第5 自衛隊

陸上自衛隊第32普通科連隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 生命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - イ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

東日本旅客鉄道(株)高崎支社(熊谷駅、籠原駅)

- (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配並びに不通区間に関する新幹線又は自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関すること。
- (2) 災害により線路が不通となった場合の措置に関すること。
 - ア 列車の運転整理及び折返し運転又は迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線及び修理をし、検査の上、速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び巡回監視に関すること。
- (4) 死傷者の救護及び処置に関すること。
- (5) 事故の程度により、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設及び通信施設の保守並びに管理に関すること。
- (7) 帰宅困難者対策に関すること。

東日本電信電話(株)埼玉支店・(株)NTTドコモ埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

KDD I (株)・ソフトバンク(株)

- (1) 重要通信の確保に関すること。
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

日本郵便(株)

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

日本放送協会（NHKさいたま放送局）

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

東京電力パワーグリッド(株)（熊谷支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス(株)

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。
- (3) 被災施設・設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

秩父鉄道(株)

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

(一社)埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

各土地改良区

- (1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備及び管理に関すること。

指定水防管理団体（熊谷市・荒川北縁水防事務組合・大里郡利根川水害予防組合）

- (1) 水防施設資材の整備に関する事。
- (2) 水防計画の策定及び水防訓練に関する事。
- (3) 水防活動に関する事。

(株)テレビ埼玉・(株)エフエムナックファイブ

- (1) 防災知識の普及啓発に関する事。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。

(一社)埼玉県医師会・(一社)埼玉県歯科医師会・(公社)埼玉県看護協会（第1支部）

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

(一社)埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。

(一社)埼玉県LPガス協会（熊谷支部）

- (1) 液化石油ガス（LPガス）供給施設の安全保安に関する事。
- (2) LPガスの供給の確保に関する事。
- (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。
- (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊き出し訓練の協力に関する事。

第7 医師会・歯科医師会（第6に含まれる機関を除く。）

(一社)熊谷市医師会・(一社)熊谷市歯科医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- ◇異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ◇災害時における広報等に協力すること
- ◇出火の防止及び初期消火に協力すること
- ◇避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ◇被災者の救助業務に協力すること
- ◇炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ◇被害状況の調査に協力すること

くまがや農業協同組合

- (1) 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保並びにあっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

(福)熊谷市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

熊谷商工会議所・くまがや市商工会等商工業関係団体

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにあっせんに関すること。

熊谷トラック事業協同組合

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

熊谷木材協同組合・熊谷市建設業協会・埼玉県電気工事工業組合・熊谷市管工事業協同組合

- (1) 公共土木施設及び公共建築物の応急対策の協力に関すること。
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。
- (3) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関すること。
- (4) その他災害時における復旧活動の協力に関すること。

(株)ジェイコム埼玉・東日本(熊谷・深谷局)・F.M.クマガヤ(株)

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

アマチュア無線熊谷クラブ

災害時における無線による通信連絡の確保の協力に関すること。

熊谷地区構内営業タクシー協議会

災害時におけるタクシー無線による非常通信等の協力に関すること。

デパート、スーパー等大規模店舗事業所

- (1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (2) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。

病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

社会福祉施設等経営者

- (1) 避難施設の整備及び避難等の訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の入所・通所者の収容、保護に関すること。
- (3) 災害時における要配慮者の一時入所等の協力に関すること。

金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難等の訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時における教育対策に関すること。
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること。
- (4) 災害時における避難所及び物資集配所の開設の協力に関すること。

熊谷市国際交流協会

市が行う外国人救援活動への協力に関すること。

熊谷市赤十字奉仕団・福祉関係団体

- (1) 市が行う要配慮者の支援の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の救援業務の協力に関すること。
- (3) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関すること。

介護保険サービス事業者等福祉関係事業者

- (1) 災害時における要配慮者の安否確認及び安全避難支援の協力に関すること。
- (2) その他市が行う要配慮者の支援の協力に関すること。

P T A等その他地域団体

市が実施する応急対策活動についての協力に関すること。

自主防災組織等住民組織

- (1) 災害時における組織的初期消火の実施に関すること。
- (2) 避難者（避難行動要支援者を含む。）の誘導及び負傷者等の救出救護の協力に関すること。
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務の協力に関すること。
- (4) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関すること。

第4節 防災ビジョン

第1 計画策定の基本的視点

近年の都市化、少子高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に伴い、ひとたび大規模災害が発生した場合に出現する被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が著しく増大している。平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成12年9月の東海豪雨災害、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、そして平成23年3月の東日本大震災、さらには、本市における平成25年9月の台風第18号に伴う竜巻による被害、平成26年2月の大雪に伴う被害、令和元年10月の台風第19号に伴う被害、令和2年度から増加した新型コロナウイルスの感染拡大に至るまで、近年相次いで発生した大規模災害は多くの教訓をわれわれに示している。

災害による人的及び物的被害の最小化を図るためには、それらの大規模災害の教訓や事例に深く学び、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する、体系的かつ総合的な地域防災計画を策定し、市の各部局、市民、事業所、団体、その他市域にある全ての組織及び個人が手を携えて、計画を確実に実行することが必要である。

そのため、以下の4点を本地域防災計画策定の基本的視点として、「災害に強いまちづくり」の実現を目指すこととする。

- ◇地震及び風水害に強い都市構造の形成
- ◇防災施設、設備等の整備、並びに減災に徹した警戒、応急及び復旧対策の実施体制の整備
- ◇地域防災力の向上
- ◇要配慮者への支援や男女共同参画の視点に立った対策の推進

第2 災害に強いまちづくり

1 地震・風水害に強い都市構造の形成

(1) 震災に強い都市構造の形成

震災による被害を最小限に止める決定的方策は、燃えにくく、壊れにくい都市とすることである。そのため、市街地のゆとりある面的整備、公園、緑地、農地等、オープンスペースの確保及び保全を進めるとともに、防災上重要な公共建築物の耐震化、不燃化及び道路等交通施設、上下水道、電気、ガス等のライフライン施設の耐震化を強力に進める。また、その他の建築物についても、耐震診断の実施、耐震性が不足する建築物に対する耐震化及び不燃化を促す。

(2) 風水害に強い都市構造の形成

燃えにくく、壊れにくい都市は、風水害に対しても強い都市である。そのため、震災に強い都市構造の形成を進めるとともに、さらに風水害による被害を最小限に止めるための方策として、ある程度の規模の洪水に対して防御し得る河川整備、河川への降雨流出を抑制するための調節池整備、同じく雨水利用の推進等、ハード、ソフト両面にわたり総合的な治水能力の向上を図る。

また、急傾斜地崩壊対策事業の推進、防災に配慮した土地利用の誘導により土砂災害に強いまちづくりを併せて進める。

2 防災施設・設備等の整備、並びに減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

(1) 防災施設、設備等の整備

防災拠点となる市本庁舎、各分庁舎における防災のための施設、設備等の整備及び強化、常備消防力としての消防本部及び消防署、非常備消防力としての消防団における施設、設備等の整備及び強化を図るとともに、市街地における延焼火災発生時のための避難地の確保等安全避難のための環境整備を進める。

(2) 減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

災害後の救援及び救護対策を迅速かつ的確に実施するため、直後に想定される様々な混乱下においても機能し得る緊急輸送環境の整備、市内救急指定病院等を中心とした災害時医療救護体制の整備、社会福祉施設等を中心とした要配慮者支援体制の整備、地域住民と福祉関係者とを実施主体とした要配慮者の安全避難支援体制の確保及びその他被災者の救援体制の環境整備を進める。

3 地域防災力の向上

災害時における被害の軽減を図る上で、応急対策の担い手としての職員、そして「自らの安全は自ら守る」ための市民、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための地域（自主防災組織等）が、有事の際に、迅速かつ的確に行動できるかどうか極めて重要である。また、市等防災関係機関職員、事業所等の管理者及び関係者、市民並びに地域が一体となって、活動できるかどうか重要である。

地域防災計画や各種マニュアルの公表、周知及び習熟、各地域における危険区域及び危険箇所に関する情報の公開及び周知、減災を図る上で必要な防災知識の普及、防災意識の啓発を進めるとともに、実践的な防災訓練を通じた市職員、事業所等管理者・関係者、市民及び地域の連携の強化、地域における相互扶助防災体制の強化等を進める。

また、家庭及び事業所内における、救助活動等防災のための資機材、水、食料、生活必需品等物資の備蓄の確保を促す。

4 要配慮者支援や男女共同参画の視点に立った対策の推進

(1) 要配慮者支援の視点に立った対策の推進

東日本大震災における大きな課題の一つとして、災害時における避難行動や避難生活に配慮が必要となる高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児、外国人等の「要配慮者」に配慮した情報伝達、避難誘導、安否確認等が十分に行われず、また、その後の避難生活において、避難所や福祉避難所が十分な機能を果たさなかったことなどが指摘された。

このことを踏まえ、平成25年6月に災対法が改定され、こうした要配慮者のうち、災害時の避難において特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿の作成や、当該名簿の情報の避難支援者等への提供に関する取扱い等が規定された。

本市でも、「第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（平成31年3月策定）において、避難行動要支援者名簿の整備や避難支援プランの策定、災害福祉マップの作成及び避難支援関係者への提供等を「市が取り組むこと」として、また、支援を必要としている人の把握や避難支援者の確保等を「地域が取り組むこと」として、それぞれ位置付けている。

この位置付け等を踏まえた、災害発生時の円滑、安全な避難をはじめとして、避難所における良好な生活環境の確保等、要配慮者への支援の視点に立った対策の推進に努める。

(2) 男女共同参画の視点に基づく対策の推進

男女双方の視点を考慮した防災対策を推進するため、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(令和2年5月策定)等を踏まえ、女性リーダーの育成を図るとともに、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

この方針に基づき、防災、災害発生時及び災害復興に関する諸事業について、政策及び方針決定の過程における女性の参画を推進し、防災活動の活性化を図るとともに、男女が共に支えあう地域づくりに努める。

＜「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(内閣府) 7つの基本的な考え方＞

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる。
- 2 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である。
- 3 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する。
- 4 男女の人権を尊重して、安全・安心を確保する。
- 5 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する。
- 6 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける。
- 7 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する。

第5節 市民及び事業所の基本的責務

防災活動の基本は、市民一人一人が防災についての正しい知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自ら守る」ということである。市民はこの原点に立って、日頃から、食料の備蓄等、自主的に災害（震災）に備えるとともに、市が行う消火・救援活動等の防災活動と連携、協力し、被害を軽減するため、市民自ら被害の事前防止及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業所は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常食料の備蓄等、災害（震災）に即応できる計画的な防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

市民及び事業所の基本的責務は、以下のとおりとする。

第1 市民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること。
- (2) 県及び市が行う防災に関する事業に協力すること。
- (3) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (4) 食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するとともに、災害に備えるための手段を講ずること。
- (5) 過去の災害から得た教訓の伝承に努めること。

第2 事業所

- (1) 事業活動において、企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと。
- (2) 災害発生後、従業員や来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 県及び市が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと。
- (4) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福祉の向上に努めること。
- (5) 事業継続計画（BCP）の作成、更新及び事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じた防災活動の推進により、災害発生直後の応急対策期経過後は、一刻も早く業務を再開できるよう努めること。